

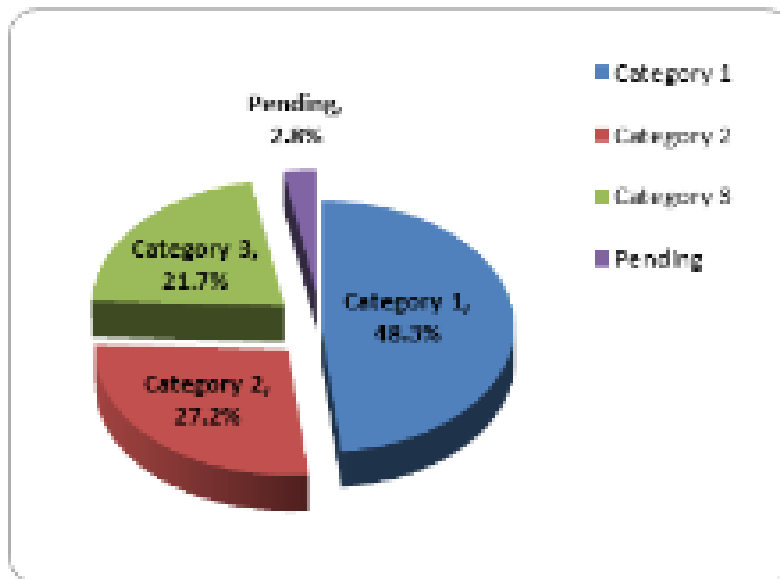
希少野生動植物の国内流通管理に係る海外法令の概要

ワシントン条約締結国（182 か国 2016 年 3 月時）における国内法整備状況は、ワシントン条約の NL プロジェクトによる分析では以下のとおりである。

Category1：ワシントン条約の実施のための要件を満たす法律が整備されている国

Category2：ワシントン条約の実施のための要件のすべてを満たす法律は整備されていない国

Category3：ワシントン条約の実施のための要件を満たす法律が整備されていない国



ワシントン条約 HP より(<https://cites.org/eng/legislation> 2016 年 1 月 8 日 update、2016.9.26 アクセス)

Category1 は、日本、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリア、中国、ニュージーランド等を含む 88 か国とされており、Category2 にはセルビア、マリ、クウェート等、Category3 にはアルバニア、ブータン、リビア等が該当するとされている。

海外における希少野生動植物の国内流通に関する制度について、日本、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリア、ニュージーランドを対象に整理した。

(1) 関連法令

アメリカでは、輸出入についてはワシントン条約実施規則で規制しており、これとは別に Endangered Species Act(以下、ESA)で国内流通を規制している。また、カナダ、オーストラリアについては、輸出入及び国内流通を 1 つの法律で規制している。

(2) 国内流通管理の規制対象種及び規制内容

アメリカの ESA では、Endangered と Threatened の 2 つのカテゴリーが設けられてお

り、ワシントン条約附属書 I~III 掲載種から対応すべき種を独自に抽出し、各カテゴリーに指定している（国内に分布する種についても同様のカテゴリーで指定）。Endangered については、国内や公海上での取得の禁止、違法に取得された種の所持や販売等の禁止、商業目的での州間の輸送の禁止等が定められている。Threatened については、必要な規制を内務長官が指定することとされている。

カナダでは、Schedule I~III に区分けしており、Schedule I に全てのワシントン条約附属書掲載種が含まれる。Schedule I 掲載種については、流通や販売等を目的とした所持、州間輸送等が原則禁止となる。

EU では、Annex A~Annex D に区分けしており、Annex A にはワシントン条約附属書 I 掲載種のすべてと、ワシントン条約附属書 II、III 掲載種の一部が含まれる。Annex A 掲載種については、購入、商業目的での取得や販売、生体標本の移動等が原則禁止となる。

オーストラリアでは、すべてのワシントン条約附属書掲載種を記載した単一リストを作成しており、取引や飼養、移動等が禁止されている。

ニュージーランドではワシントン条約附属書 I~III 掲載種の国際取引のみを規制している。

(3) 国内流通管理のための登録（識別）制度の有無

国内流通のための個体識別の体制については、我が国では、登録制度、あるいは特定の事業については事業者の届出制度で国内の流通状況を管理規制している。これに対して、流通規制、何らかのチェックの体制があるといえるものは EU 及びオーストラリアとなる。なお、オーストラリアについては合法的に入手したことを証明する責任を所有者は有する。これに関連して、外来鳥類を違法取引の危険度に応じて分類し、記録の作成、個体識別を行う仕組みが運用されている。EU については、Annex A 等に掲載されている種のうち、商業利用が認められた標本の EU 域内及び域外取引の管理に、マーキング及びラベリングを実施している（域内取引証明書が発給されるためにはマーキング等が必要）。しかしながら、登録及び届出後の移動について管理当局で把握する体制をとっているのは、上記の国々の中では我が国以外には見当たらないという状況といえる。

本資料は CITES World（ワシントン条約の公式ニュースレター） Issue Number 15（July, 2005）、及び Number 16（December, 2005）、希少野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書（平成 24 年 3 月、希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議）を基に各国政府ウェブサイト上の情報等を適宜追加して作成。